



児童虐待防止対策の推進



◆ 児童虐待とは・・・

身体的虐待：児童に暴行を加えること。

性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること。

ネグレクト(拒否・怠慢)：児童の健康、安全への配慮を怠ったり、食事を与えなかったり、長時間放置したりして育児を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置すること。

心理的虐待：児童に対して著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対して暴力を振ったりすること(面前DV)。



「虐待かも!？」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9 番 へ

☆虐待が疑われる場合は、些細なことでもためらわずに、児童相談所や警察に連絡してください。
～あなたの電話で救われる子供がいます～

児童虐待をなくし、子供達の笑顔を守るため、通報をお願いします。



STOP!!子供への性被害

◆ 自分の身を守るために

- ・裸や下着姿の写真は撮らない、送らない!
- ・個人を特定される情報を掲載しない!
- ・出会いを求める内容の書き込みをしない!
- ・SNSで知り合った相手とは会わない!

◆ 子供を性被害から守るために

- 子供が利用するスマートフォンなどの機器に、年齢や利用状況に応じた「**フィルタリング**」を設定
- 保護者が同意したアプリやソフトに限り利用できるような**機能制限**を行う
- インターネットやSNS利用について**家庭のルール**を決める



女性に対する暴力対策の推進

令和7年11月12日(水)～11月25日(火)

は「**女性に対する暴力をなくす運動**」週間です!

この運動は、毎年11月12日から同月25日まで全国一斉に実施され、配偶者等からの暴力(DV)、ストーカー行為等の女性に対する暴力の問題への取組を一層強化する週間です。

～ 一人で悩まず、まずは相談しましょう! ～

DV相談受付窓口

○配偶者暴力相談支援センター

・佐賀県女性相談支援センター

☎ 0952-26-1212

・佐賀県立男女共同参画センター

「アバンセ」 ☎ 0952-26-0018

○佐賀県警察本部・各警察署・交番・駐在所

☆ 捜査に御協力をお願いします ☆

指名手配被疑者を始め、警察で捜査中の被疑者を一日でも早く逮捕して事件を解決するため、引き続き情報提供等の御協力をお願いします。

【警察庁・指名手配】

指名手配→



【佐賀県警察】

指名手配・

情報提供→

